

【事案Ⅳ－１】自動車共済金請求

・2021年4月30日 裁定打ち切り

<事案の概要>

申立人は、トラックからコンバインを降ろした後、ラダー（梯子）が落下したことにより、左足親指を骨折し通院治療をしたため、自動車共済の人身傷害共済金を請求したところ、支払対象外との判断を不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、2016年10月10日から同年12月1日までの25日間の通院について自動車共済の人身傷害共済金369,800円を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 申立人は、2016年10月10日に、道路に停車したトラックからラダー（梯子）を使用しコンバインを降ろした後、ラダーが落下し、左足親指を骨折し通院治療した。
- (2) 共済金請求の結果、被申立人より、「自賠責調査事務所に照会したところ、本件事案は運行に該当しないとの理由で不払い（無責）である。」旨の説明があった。
- (3) 被申立人の弁護士は、「ラダーが掛けられていた導板掛には動力が通じていないことから固有の装置に該当しない。」「最高裁でも動力によって稼働するものに限るとされている。」との理由で無責である旨の説明をした。
- (4) 被申立人の担当者に「車のドア解放時の転落事故との違い」について説明を求めたところ、「ドアは人間の手の動力によって開閉するので矛盾はない。」と、意味不明な説明を受けた。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 本件事故は、「自動車共済約款・事業規約」人身傷害補償において、支払対象となる事故について「自動車の運行に起因する事故」と規定している。
- (2) 本件事故が、前述の「事故」の定義に該当するかどうかを判断するため、調査会社へ依頼し、申立人への聴取および医療照会を行った。

結果、「自動車の運行に起因する事故」とは、運行と事故との間に相当因果関係があることと解するが、本件事故が自動車の固有装置の危険性が顕在化したもの

とは言えないため、その相当因果関係は否定されるものと解し、「事故」の定義に該当せず支払対象外とした。

＜裁定の概要＞

審議会では、本件について裁定を行うためには、その争点である自動車共済人身傷害共済金等の支払可否について、提出された陳述書等から事実認定を行い、自動車共済約款・事業規約の人身傷害補償に規定する「事故」に該当するかという点について、当該車両の運行と本件事故との相当因果関係の有無（当該車両の運行経過、導板掛やラダーの作動状況、申立人の受傷態様や受傷までの経過等）を判断する必要があるが、これまでの両当事者の陳述等の内容等に鑑みると、訴訟手続とは異なり、証人尋問を行えないなど、事実解明の手段等に限界のある裁判外紛争解決機関である当審議会においては、上記の争点について適切な事実認定ならびに約款解釈を行うことは著しく困難であるとの判断に至った。

したがって、裁定手続規則第 16 条（裁定審議を行わない場合）第十号「事実認定が著しく困難な事項」に該当し、申立内容が、その性質上、裁定を継続することは適当でないと認定し、裁定打ち切りとした。